

## No. 1 5 財団法人青森県育英奨学会

### 1 法人の概要

(平成 24 年 6 月 29 日現在)

代表者職氏名	理事長 工藤 幸七郎	県所管部課名	教育庁教職員課
設立年月日	昭和 54 年 11 月 1 日	基本財産	2,500 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	(財)青森県育英奨学会		1,500 千円
	青森県		1,000 千円
組織構成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	1 2 名	0 名
	監 事	2 名	0 名
	職 員	9 名	2 名
	備 考		
業 務 内 容	学資の貸与、学生寮の維持管理、学生寮入寮生の生活指導 (参考) 奨学金貸付残高(平成 24 年 3 月 31 日現在) 高校奨学金 3,673,650 千円 大学奨学金 1,386,037 千円		
経営状況 (平成 23 年度)	経常収益 42,495 千円 経常費用 39,429 千円 当期経常増減額 3,066 千円 当期一般正味財産増減額 3,010 千円	(その他参考) 県からの補助金 6,538 千円 県の土地・施設等使用料に係る減免試算額 15,971 千円	

### 2 沿革

昭和 3 1 年に国から東京都小平市にある旧陸軍經理学校の建物と土地の払下げを受け、青森県直営の学生寮が設置された。その後、建物の老朽化に伴う建替えに当たり、昭和 5 4 年に「財団法人青森県学生寮」が設立され、同財団が銀行から建設費を借入れし、昭和 5 6 年に現在の学生寮に全面改築された。

また、昭和 5 8 年に大学奨学金貸与事業を実施することとし、名称を「財団法人青森県育英奨学会」に変更した。

さらに、国の特殊法人改革により日本育英会が廃止され、高校奨学金貸与事業については、平成 1 7 年度入学者から各都道府県に移管されることとなり、本県においては、当法人が行うこととなった。

### 3 法人を取り巻く現状

当法人が実施する学生寮の管理運営事業、大学及び高校奨学金の貸与事業は、本県の大学生・高校生やその保護者の経済的負担を軽減し、本県の人材育成に大きく貢献してきたところである。

当法人では、学生寮については、今後とも収支均衡に留意しながら学生寮の維持管理及び入寮生の生活指導を行っていくこととしている一方、奨学金貸与事業については、平成17年度に当法人に移管された高校奨学金の償還が本格化していることや、長引く経済不況の影響により未収返還金が増加しているため、今後の未収金の発生防止や回収に係る対策をいかに講じるかが課題となっている。

なお、当法人は、平成25年4月からの公益財団法人への移行に向け、手続を進めている。

【奨学金貸与事業に係る未収返還金の状況】 (単位：人、千円、%)

区分	平成22年度		平成23年度		増加率 (金額ベース)
	人数	金額	人数	金額	
高校奨学金	349	22,628	532	43,694	93.1
大学奨学金	107	27,798	97	27,322	1.7
合計	456	50,426	629	71,016	40.8

### 4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

#### (1) 奨学金貸与事業に係る債権管理の強化

##### ア 県及び法人の対応

債権回収マニュアルを整備し、早期回収及び長期滞納の未然防止に努めており、特に長期滞納者については、個別訪問による催促強化を図っているほか、正当な理由のない悪質な延滞者に対しては、支払督促による法的措置の実施についても検討している。

平成21年度から高校奨学金管理システムの運用を開始しているが、大学の奨学金については、システムに必要な機能と財源の確保について検討することとしている。

また、公益財団法人への移行時において、大学奨学金事業及び高校奨学金事業について適正な貸倒引当金の計上が行えるよう検討したいと考えている。

##### イ 委員会の意見等

奨学金貸与事業に係る未収債権については、引き続き、本人、保証人への催促強化や法的措置の実施等、その回収強化に努めていただきたい。

また、延滞債権の分類を行い、回収が困難な債権については、貸倒損失処理の基準を定めたくうえで、新公益法人会計基準に従い、適正な貸倒引当金を計上すべきである。

さらに、今後、高校奨学金の償還の本格化に伴って回収業務量の増加が懸念されることから、県と法人は責任を持って、人員体制の強化・充実を図るとともに、未整備となっている大学奨学金の債権管理システムを早期に導入するなど、将来にわたって適切な運営が確保されるよう努めていただきたい。

(参考)「平成24年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
平成23年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成23年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

評価項目	公社等評価	所管課評価	委員会評価
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			
滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価 : 発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。)			
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

点検結果

: 概ね妥当  
: 要改善

--